

飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託仕様書

1 業務名

飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託

2 履行場所

飯塚市 総田 地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年9月7日まで

4 イベント開催日

令和8年8月9日(日) 午前10時から午後4時まで

5 雨天時及び荒天時の取扱い

本イベントは、雨天決行を原則とする。ただし、荒天、災害その他来場者及び関係者の安全確保が困難であると市が判断した場合は、イベントの全部又は一部を中止し、又は内容を変更することがある。

受託者は、雨天時においても安全かつ円滑に実施できる運営体制を整えるとともに、荒天等により実施内容の変更又は中止が生じる場合に備え、代替内容、実施場所の変更、スケジュール変更、安全対策その他必要な対応について、あらかじめ飯塚市と協議するものとする。

6 業務の目的

飯塚オートレース場(以下「飯塚オート」という。)は、昭和49年度には年間150万人を超える来場者があったものの、その後レジャーの多様化の影響等により減少し、近年はコロナ禍やスタンド整備の影響もあり、来場者数は低水準で推移している。

令和5年度に策定した「飯塚小型自動車競走場再整備方針」においては、オートレース事業の「地域への貢献」の達成に向け、誰もが気軽に訪れることができる施設とすることを方針として掲げている。

今回、オートレースの開催のない日に「飯塚オートこども夏祭り」イベントを実施し、子ども及び子育て世代を主な対象とした来場機会を創出することで、これまで来場経験のない親子連れの出場を促進する。あわせて、子どもが安心して楽しめる施設であるとの認識の醸成を図り、将来的な来場者の定着及びオートレース事業の発展に繋げることを目的とする。

7 企画提案の要件

本イベントは、オートレースに関心のない層も含め、子ども及び子育て世代の出場を主

目的とするものであるため、子どもが安全に楽しめる内容を前提とした企画とすること。

なお、企画にあたっては、以下の点を満たすこと。

- ・子どもが主体的に参加・体験できる内容であること
- ・未就学児から小学生程度まで幅広く対応できること
- ・安全性(事故防止・熱中症対策等)に十分配慮されていること
- ・保護者が安心して同伴できる環境となっていること

来場者の飯塚オートへの入場は無料とする。なお、イベント内容に応じた来場者からの費用徴収の有無については、事業者からの提案によるものとする。

来場者から費用を徴収する場合は、当該費用を本イベントの運営に要する経費に充てるものとし、徴収の有無、金額、徴収対象、徴収方法、支払方法及び収入の取扱いについて、提案書に明記すること。

8 イベント広報について

- (1) イベントの広報上の名称を立案し、飯塚市と協議のうえ決定すること。
- (2) 広報用素材は市と協議しながら制作し、市へ提供すること。
- (3) SNS その他の広報媒体を活用し、イベントの周知及び来場促進に努めること。なお、広報内容及び掲載時期については、事前に市と協議すること。

9 イベント資機材の搬入、ブース等の設営及び撤去

- (1) 開催前日に資機材の搬入及びブース等の設営を完了し、イベント終了まで、設置すること。
- (2) 設置場所は、飯塚市と受託者で協議のうえ、決定すること。
- (3) 事前準備は原則として開催前日に設営を完了すること。やむを得ず当日に設営を完了する場合は、飯塚市と協議のうえ、決定すること。
- (4) 撤去は、イベント終了後当日、又は翌日に行うこと。
- (5) 業務終了後、必ず使用した施設の清掃を行い、使用前の状態に原状回復させた後、飯塚市立ち合いの元、最終確認を受けること。

10 施設・機器・設備などの使用について

- (1) 業務の実施に必要な消耗品、物品及び材料等、また工具や機器などの機材等は全て受託者負担とする。
- (2) イベント開催中に持ち込み機材に不具合が生じたときは、イベントの実施に影響がでないよう対応すること。
- (3) 飯塚オートレース場所管備品については、必要であれば、無償にて貸与可能とするが、備品の設置、操作、撤去等受託者が責任をもって実施すること。
 - ① テーブル、イス
 - ② 音響機材

- ③ その他、記載のないものについては、別途協議とする。

11 廃棄物等について

業務において発生した廃棄物等については、受託者の責任において全て撤去し、廃棄に掛かる費用は全て受託者負担とする。

12 賠償責任について

業務履行にあたっては、イベント保険等に参加し、参加を証明できる書類の写しを提出すること。イベントの実施に起因して来場者、関係者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において誠実に対応すること。

13 安全衛生管理及び危険防止の措置について

- (1) 入退場を含む来場者の管理を行い、立入禁止区域や危険箇所へ立ち入ることがないように必要な措置を講じる。
- (2) 来場者の怪我や事故等が発生しないよう十分な措置を講じること。
- (3) 安全衛生管理については、業務責任者が責任者となり、各関係法令に従うこと。
- (4) 業務実施にあたっては、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故防止に努めること。
- (5) イベント開催中に発生した事故、怪我及びお客様トラブルについては、受託者で責任をもって対応し、解決等に至らない場合に限り、飯塚市立ち合いのもと対応する。
- (6) 来場者が怪我、急病等により救護が必要な場合は、必要な措置を講じること。併せて、飯塚市へ状況を報告すること。

14 イベント看板について

イベントの開催にあたっては、必要に応じてイベント立看板等を制作、設置すること。サイズや枚数については、飯塚市と受託者で協議して決定する。

15 その他事項

- (1) イベント当日の業務に関わる関係者、スタッフ等は、同一のTシャツやブルゾン等を着用し、来場者とイベント関係者の判別がつくようにすること。なお、スタッフのウェア制作に係る費用及び関係者・スタッフの食事に係る費用については、受託者の負担とし、本委託料の積算に含めないこと。
- (2) イベント開催日においては、本業務とは別にステージイベント等の実施を予定しているため、受託者はこれらのイベント運営事業者と事前に十分な調整を行い、役割分担、動線計画、実施時間、音響使用等について整合を図ること。また、全体として一体的なイベント運営となるよう配慮すること。

16 実績報告及び成果品

業務完了後、記録写真等を含む実績報告書を次の形式により市に提出すること。

紙媒体 1部

電子媒体 電子媒体一式

提出先 飯塚オートレース場内 飯塚市経済部公営競技事業所

17 支払方法

業務完了後、受託者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

ただし、荒天、災害その他やむを得ない事由により、市の判断によりイベントの全部又は一部を中止した場合の委託料については、契約金額を上限として、準備、企画、広報、資機材の手配、設営、撤去その他本業務の履行状況を確認のうえ、市と受託者が協議して決定するものとする。

なお、受託者の責めに帰すべき事由により業務の全部又は一部が履行できなかった場合は、この限りでない。

18 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、市担当職員及び関係機関と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (4) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は、本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。
- (5) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報が外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (6) 本仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。